

## 平成30年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

### 1. 指導の実施状況

#### (1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1,653件	1,332件	1,739件	4,724件
保 険 医 等	9,210人	2,993人	2,657人	14,860人

#### (2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,355件	1,533件	2,074件	5,962人
保 険 医 等	3,640人	1,853人	3,138人	8,631人

#### (3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4,505件	4,705件	4,056件	13,266件

### 2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	3,623件	11件	2件	3,636件

### 3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	16件	28件	8件	52件
保 険 医 等	36人	48人	18人	102人

### 4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	6件	7件	1件	14件
	指定取消相当	3件	5件	2件	10件
	計	9件	12件	3件	24件
保 険 医 等	登 録 取 消	5人	12人	2人	19人
	登録取消相当	0人	0人	0人	0人
	計	5人	12人	2人	19人

### 5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 17件（保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等）
- (2) その他 7件

### 6. 返還金額の状況

返還金額は、87億3840万円であった。

- ・ 指導による返還分 32億7869万円
- ・ 適時調査による返還分 49億3272万円
- ・ 監査による返還分 5億2699万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	26	27	28	29	30	年度	26	27	28	29	30
個別指導	医科	1,604	1,566	1,601	1,628	1,653	医師	7,797	4,287	4,986	6,611	9,210
	歯科	1,365	1,331	1,324	1,314	1,332	歯科医師	2,196	1,845	1,979	1,803	2,993
	薬局	1,497	1,506	1,598	1,675	1,739	薬剤師	2,073	2,143	2,326	2,440	2,657
	計	4,466	4,403	4,523	4,617	4,724	計	12,066	8,275	9,291	10,854	14,860
新規個別指導	医科	2,097	2,170	2,154	2,231	2,355	医師	2,355	2,666	2,918	3,042	3,640
	歯科	1,623	1,709	1,599	1,558	1,533	歯科医師	1,916	1,847	1,613	1,975	1,853
	薬局	2,798	2,616	2,420	2,356	2,074	薬剤師	3,538	3,430	2,880	3,323	3,138
	計	6,518	6,495	6,173	6,145	5,962	計	7,809	7,943	7,411	8,340	8,631
集個別指導	医科	4,170	4,305	4,630	4,426	4,505						
	歯科	5,058	5,002	4,920	4,971	4,705						
	薬局	3,851	3,928	4,130	3,827	4,056						
	計	13,079	13,235	13,680	13,224	13,266						
適時調査	医科	2,346	2,561	3,356	3,632	3,623						
	歯科	0	0	7	10	11						
	薬局	1	1	0	1	2						
	計	2,347	2,562	3,363	3,643	3,636						
監査	医科	35	37	28	25	16	医師	112	78	103	68	36
	歯科	45	45	39	33	28	歯科医師	148	81	120	59	48
	薬局	7	8	7	8	8	薬剤師	32	22	40	40	18
	計	87	90	74	66	52	計	292	181	263	167	102
取消 (取消相当含む)	医科	15	10	8	8	9	医師	8	7	6	5	5
	歯科	19	26	18	19	12	歯科医師	14	18	14	13	12
	薬局	7	1	1	1	3	薬剤師	8	1	1	0	3
	計	41	37	27	28	24	計	30	26	21	18	20

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		26	27	28	29	30
保険者等からの情報提供		25	20	18	21	17
その他		16	17	9	7	7
合計		41	37	27	28	24

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合計	
26	413,453	651,527	267,397	1,332,377	—
27	451,089	763,351	29,297	1,243,737	▲88,640
28	408,898	435,931	44,705	889,535	▲354,202
29	312,641	367,539	39,709	719,888	▲169,647
30	327,869	493,272	52,699	873,840	153,952

## 8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	66	35	38	139	64	45	33	142	262	226	184	672	275	0	0	275	0	0	0	0
02 青森	25	23	24	72	13	10	21	44	35	37	47	119	59	0	0	59	0	0	0	0
03 岩手	13	17	22	52	10	12	20	42	43	43	43	129	53	0	0	53	0	2	2	4
04 宮城	36	44	48	128	34	28	46	108	69	70	91	230	80	0	0	80	0	0	0	0
05 秋田	20	19	21	60	11	3	10	24	17	38	41	96	41	4	0	45	0	1	0	1
06 山形	23	20	24	67	11	8	15	34	34	27	43	104	45	0	0	45	1	1	0	2
07 福島	30	38	38	106	20	16	22	58	55	73	67	195	73	0	0	73	0	1	2	3
08 茨城	44	29	48	121	34	26	46	106	54	94	91	239	63	0	0	63	0	0	1	1
09 栃木	35	37	31	103	24	23	30	77	54	61	63	178	55	0	0	55	0	0	0	0
10 群馬	41	29	33	103	22	19	34	75	43	59	33	135	67	0	0	67	0	0	0	0
11 埼玉	81	75	76	232	114	96	122	332	161	194	209	564	87	0	0	87	1	2	0	3
12 千葉	67	50	74	191	63	87	112	262	116	209	179	504	101	1	0	102	0	1	0	1
13 東京	116	101	122	339	656	310	301	1,267	499	714	274	1,487	169	2	0	171	2	3	0	5
14 神奈川	68	30	144	242	212	112	198	522	303	355	265	923	89	0	0	89	1	4	0	5
15 新潟	46	19	41	106	21	17	31	69	37	96	84	217	67	0	0	67	0	1	0	1
16 山梨	10	16	16	42	11	4	15	30	26	34	33	93	31	0	1	32	0	0	0	0
17 長野	47	31	31	109	32	18	27	77	54	51	55	160	67	0	0	67	0	1	0	1
18 富山	21	18	14	53	13	10	15	38	22	31	32	85	58	0	0	58	0	0	0	0
19 石川	15	15	17	47	18	11	21	50	34	28	37	99	68	0	0	68	1	0	0	1
20 岐阜	37	20	37	94	26	20	25	71	65	36	72	173	54	0	0	54	0	0	0	0
21 静岡	38	57	53	148	53	36	58	147	123	101	129	353	61	0	0	61	0	0	0	0
22 愛知	57	74	104	235	129	86	135	350	253	212	242	707	87	0	1	88	1	0	0	1
23 三重	15	23	28	66	31	14	26	71	46	44	60	150	65	0	0	65	2	0	0	2
24 福井	15	10	11	36	6	7	5	18	17	22	22	61	41	0	0	41	0	0	0	0
25 滋賀	27	21	22	70	18	9	22	49	37	41	41	119	36	0	0	36	0	0	0	0
26 京都	10	20	38	68	39	31	62	132	141	106	63	310	80	0	0	80	0	1	0	1
27 大阪	48	43	61	152	213	144	158	515	513	436	305	1,254	175	0	0	175	4	4	2	10
28 兵庫	37	27	26	90	109	55	109	273	262	238	192	692	118	0	0	118	1	2	1	4
29 奈良	30	11	19	60	26	14	24	64	49	28	37	114	45	0	0	45	0	0	0	0
30 和歌山	24	11	18	53	15	10	15	40	39	22	34	95	49	0	0	49	0	0	0	0
31 鳥取	13	11	10	34	13	8	15	36	17	17	19	53	43	0	0	43	0	0	0	0
32 島根	14	11	11	36	7	6	18	31	26	22	25	73	49	0	0	49	0	0	0	0
33 岡山	42	9	30	81	24	12	20	56	73	78	59	210	76	0	0	76	0	0	0	0
34 広島	33	21	56	110	43	31	31	105	128	123	117	368	88	0	0	88	0	0	0	0
35 山口	30	27	29	86	19	5	19	43	39	54	51	144	73	0	0	73	0	0	0	0
36 徳島	22	14	15	51	9	9	12	30	39	30	31	100	56	0	0	56	0	1	0	1
37 香川	20	13	21	54	5	7	10	22	31	21	41	93	45	0	0	45	0	0	0	0
38 愛媛	31	30	23	84	16	4	17	37	57	54	47	158	71	4	0	75	0	1	0	1
39 高知	14	15	12	41	3	1	7	11	33	28	30	91	64	0	0	64	0	0	0	0
40 福岡	53	52	73	178	77	71	55	203	260	244	216	720	130	0	0	130	0	0	0	0
41 佐賀	25	16	20	61	8	11	4	23	24	28	40	92	77	0	0	77	0	0	0	0
42 長崎	46	23	29	98	18	14	11	43	62	51	54	167	78	0	0	78	1	1	0	2
43 熊本	39	32	32	103	18	17	25	60	65	63	64	192	97	0	0	97	0	0	0	0
44 大分	33	22	22	77	9	10	17	36	42	41	42	125	80	0	0	80	0	0	0	0
45 宮崎	25	14	22	61	13	15	16	44	41	23	46	110	78	0	0	78	1	0	0	1
46 鹿児島	37	34	34	105	10	22	25	57	68	67	67	202	86	0	0	86	0	0	0	0
47 沖縄	34	25	21	80	15	9	14	38	37	35	39	111	73	0	0	73	0	1	0	1
合計	1,653	1,332	1,739	4,724	2,355	1,533	2,074	5,962	4,505	4,705	4,056	13,266	3,623	11	2	3,636	16	28	8	52

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 ( ) は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 ( ) は取消相当
1 岩 手	くまがい歯科医院 (H30. 4. 17廃止)	歯	(H30. 7. 10)	8,790千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	熊谷 浩	H30. 7. 10
2 東 京	医療法人社団朝日会 えびす皮フ泌尿器科	医	H30. 5. 25	1,674千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	原口 忠	H30. 5. 25
3 東 京	立川セントラルクリニック (H28. 7. 31廃止)	医	(H30. 6. 26)	精査中	付増請求	飯島 淳	H30. 6. 26
4 東 京	鈴木歯科医院	歯	H30. 7. 20	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求	鈴木 太加至	H30. 7. 20
5 東 京	田辺歯科医院	歯	H30. 5. 25	精査中	付増請求、二重請求、 その他の請求	田邊 一郎	H30. 5. 25
6 東 京	医療法人社団修志会 おさむ歯科医院	歯	H30. 6. 22	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	川崎 修	H30. 6. 22
7 東 京	岩崎歯科医院 (H29. 8. 7廃止)	歯	(H31. 3. 29)	精査中	付増請求、架空請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	岩崎 俊一	H31. 3. 29
8 東 京	佳代歯科医院 (H29. 3. 31廃止)	歯	(H30. 9. 4)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求	中嶋 佳代	H30. 9. 4
9 岐 阜	あんじゅの杜診療所 (H24. 9. 12廃止)	医	(H30. 10. 11)	精査中	架空請求、付増請求、 その他の請求		
10 大 阪	とうしんクリニック	医	H30. 10. 19 【執行停止中】	精査中	付増請求、振替請求	藤新 重治	H30. 10. 19 【執行停止中】
11 大 阪	いのうえ歯科	歯	H30. 4. 12	6,618千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	井上 博正	H30. 4. 12
12 大 阪	マツタニ歯科クリニック	歯	H30. 9. 14	精査中	架空請求	松谷 哲郎	H30. 9. 14
13 大 阪	のぞみ薬局 (H27. 6. 30廃止)	薬	(H31. 3. 11)	精査中	架空請求、付増請求	原田 実	H31. 3. 11
14 大 阪	のぞみ薬局 (H28. 5. 27廃止)	薬	(H31. 3. 11)	精査中	付増請求	原田 実	H31. 3. 11
15 兵 庫	福本認知脳神経内科 (H28. 2. 7廃止)	医	(H30. 7. 19)	134千円	付増請求、振替請求		
16 奈 良	医療法人岡本クリニック	医	H30. 9. 14 【執行停止中】	9,087千円	架空請求、付増請求	岡本好史	H30. 9. 14 【執行停止中】
17 広 島	土井クリニック戸坂	医	H30. 10. 24	4,995千円	その他の請求		
18 広 島	ロイヤル歯科クリニック・ロイヤル矯正歯科 (H30. 3. 31廃止)	歯	(H30. 4. 26)	6,976千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	山村 辰二 八木 仁子	H30. 4. 26
19 広 島	あじさい薬局	薬	H30. 10. 24	2,146千円	その他の請求	藤田 守啓	H30. 10. 24
20 香 川	医療法人社団青冥会 ミタニ藤田病院	医	H31. 1. 1	精査中	その他の請求		
21 香 川	三木歯科医院	歯	H31. 3. 5	精査中	架空請求、付増請求、 二重請求、その他の請求	三木 知	H31. 3. 5
22 高 知	ソフィアデンタルクリニック (H30. 4. 30廃止)	歯	(H30. 7. 2)	3,809千円	振替請求、その他の請求		
23 福 岡	トパーズ歯科クリニック	歯	H30. 10. 18 【執行停止中】	精査中	付増請求、その他の請求	吉武 紳一	H30. 10. 18 【執行停止中】
24 長 崎	医療法人中央橋眼科	医	H30. 9. 7	3,414千円	振替請求	上野 泰志	H30. 9. 7
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医 科		6件	3件	医 師		5人	0人
歯 科		7件	5件	歯 科 医 師		12人	0人
薬 局		1件	2件	薬 剤 師		2人	0人
計		14件	10件	計		19人	0人

※ 返還額は、令和元年10月末現在のものである。

## 10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

### 【医科】

保険医療機関等名	(広島県) 土井クリニック戸坂	【平成30年10月24日指定取消】
不正の区分	その他の請求	(返還金額 4,995千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 中国四国厚生局に対し、不正請求の情報提供があり、個別指導を実施したところ、医師が診察をせずに当該医療機関の事務員が処方せんを発行している等、不正な診療報酬の請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・診察をせず、無資格者が院外処方せんを発行したものについて、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成30年10月24日 保険医療機関の指定取消</p>	

### 【歯科】

保険医療機関等名	(岩手県) くまがい歯科医院	【平成30年4月17日廃止】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、その他の請求	(返還金額 8,790千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、投薬量が多いと思われる事例が認められ、また、残存歯全てに毎月スケーリング・ルートプレーニングや繰り返しレジン充填を行っている事例について、これら診療の必要性に対する明確な回答が得られなかった等、診療内容及び診療報酬請求に関して不正請求及び不当請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・自費診療である歯科矯正にかかる診療について、保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成30年7月10日 元保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消 ※ 当該保険医療機関は平成30年4月17日付で廃止をしていることから、指定の取消相当の取扱いとしている。</p>	

### 【薬局】

保険医療機関等名	(広島県) あじさい薬局	【平成30年10月24日指定取消】
不正の区分	その他の請求	(返還金額 2,146千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 中国四国厚生局に対し、不正請求の情報提供があり、個別指導を実施したところ、開設・管理者自らが服用する薬剤について、保険医療機関の事務員に医師の診察を受けることなく処方せんを発行させ調剤している等、不正な調剤報酬の請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・医師の診察を受けることなく無資格者に作成させた不正な処方せんに基づき調剤したものを保険調剤とし、調剤報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成30年10月24日 保険薬局の指定取消、保険薬剤師の登録取消</p>	

## (用語解説)

### I 全般的事項

#### 1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。医療機関または薬局は、保険医療機関等として指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

#### 2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。医師、歯科医師または薬剤師は、保険医等として登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

#### 3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

##### ① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

##### ② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

##### ③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

##### ④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

##### ⑤ その他の請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

#### 4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

#### 5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正または不当な請求が確認された場合に、同様の請求の有無について保険医療機関等において全患者等を自主点検のうえ、返還金関係書類として地方厚生(支)局に提出した金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、平成30年度及び平成29年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自己点検結果について、平成30年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

## II 指導関係

### 1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

### 2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

### 3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

### 4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

## III 適時調査関係

### 1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約500種類の施設基準がある。

### 2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

## IV 監査関係

### 1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、平成30年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

### 2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

### 3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/shidou\\_kansa.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html)